

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年12月1日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.171】

裁判所は松崎氏の組合費横領の真実相当性も認める！

本号では、松崎明東労組元会長が原告の「週刊現代裁判」の判決の中から、松崎氏が組合費を横領していることの実相当性に関する部分の検証を進める。

すでに、松崎氏の別荘購入に関わる組合費横領の疑惑に関しては、「No.77～85」「No.93～100」「No.107」などで詳しく検証してきたところであるが、「週刊現代裁判」の東京地裁・一審判決(2009年10月26日)は、この問題について、「当裁判所の判断」として、以下の通り判示している。

被告西岡は、警察庁幹部から、原告(注:松崎氏)がJR総連の関連団体である国際交流基金の金銭を不正に流用し、別荘等を購入した疑惑があると聞き、さらに警視庁幹部から、原告が横領した金銭でハワイのコナにあるコンドミニアムを別荘として購入したと聞いたこと、被告西岡らの取材により、原告がハワイに別荘を購入していることが判明したこと、上記別荘の価格が31万5000ドルであり、日本円にして数千万円に上るものであったこと、その後、警視庁公安部が業務上横領の容疑で、JR総連本部、JR東労組本部及び原告の自宅を捜索したこと、被告西岡は、警視庁幹部から上記容疑の内容についての説明を受けたことを考慮すると、被告らが、上記取材結果等に基づき、原告が組合費を横領したとの事実、組合費を私的に流用した原告の財産の1つがハワイのコンドミニアムであるとの事実、カンパ以外に土地、株を売って別荘を買ったとの原告の弁解が嘘であったとの事実、原告が錬金術により資産を生んだとの事実及び原告がその資産を横領で作ったとの事実を、いずれも真実であると信じたことについては、相当の理由があるものというべきである。平成11年11月26日に国際交流基金口座に原告名義で3800万円が振り込まれたとの事実、平成17年12月9日、JR総連が、原告らの業務上横領容疑について、原告が国際交流基金の口座に預けていた金銭の返還を受けたに過ぎないと発表したとの事実、同月27日、JR総連及びJR東労組が、原告らへの捜索が、嫌疑がなかったにもかかわらず行われたものである等として、国及び東京都を相手に国家賠償請求訴訟を提起したとの事実は、これらの事実を被告西岡が認識していた又は認識し得たとしても、原告から国際交流基金口座に入金された金銭が原告に出金されるということ自体、金銭の管理の在り方として自然なものとはわかに評価できないことに照らすと、上記相当性に関する判断を左右するものとは認め難い。以上によれば、本件記事のうち、横領の印象を与えることにより原告の社会的評価を低下させる記事については、被告らの故意又は過失が否定されることとなるから、不法行為は成立しない。

判決はJR総連の言い訳もバツサリと切り捨てる！

このように裁判所は、松崎氏が「組合費を横領したとの事実」「組合費を私的に流用した原告の財産の1つがハワイのコンドミニアムであるとの事実」「カンパ以外に土地、株を売って別荘を買ったとの原告の弁解が嘘であったとの事実」「原告が錬金術により資産を生んだとの事実」「原告がその資産を横領で作ったとの事実」を、いずれも真実であると信じたことについては、相当の理由があると明快に判示している。さらにJR総連が、松崎氏らの業務上横領容疑を「国際交流基金の口座に預けていた金銭の返還を受けたに過ぎない」と発表したことなどを認識していたとしても、松崎氏から国際交流基金口座に入金された金銭が松崎氏に出金されるということ自体が不自然だとして、「相当性に関する判断を左右するものとは認め難い」とJR総連の言い訳をバツサリと切り捨てた。